

上山市議会会議録

第 5 1 7 回定例会

本会議最終日

(令和 3 年 1 2 月 1 5 日)

令和３年１２月１５日（水曜日） 午前１０時 開議

議事日程第４号

令和３年１２月１５日（水曜日）午前１０時 開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 １ 議第６１号 上山市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 ２ 議第６３号 上山市中部地区公民館の指定管理者の指定について
- 日程第 ３ 議第６４号 上山市南部地区公民館の指定管理者の指定について
- 日程第 ４ 議第６５号 上山市北部地区公民館の指定管理者の指定について
- 日程第 ５ 請願第６号 上山市生涯学習センターグラウンド整備に関する件

（産業厚生常任委員長報告）

- 日程第 ６ 議第６２号 上山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

（予算特別委員長報告）

- 日程第 ７ 議第５９号 令和３年度上山市一般会計補正予算（第８号）
- 日程第 ８ 議第６０号 令和３年度上山市下水道事業会計補正予算（第１号）

（追加議案）

- 日程第 ９ 議第６８号 令和３年度上山市一般会計補正予算（第９号）
- 日程第１０ 議第６９号 財産の処分について

（閉 会）

本日の会議に付した事件

議事日程第４号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

出席議員（１５人）

1 番	長	澤	長右衛門	議員	2 番	石	山	正	明	議員
3 番	佐	藤	光 義	議員	4 番	守	岡		等	議員
5 番	高	橋	要 市	議員	6 番	棚	井	裕	一	議員
7 番	谷	江	正 照	議員	8 番	尾	形	み ち 子	議員	議員
9 番	川	口		豊 議員	10 番	中	川	と み 子	議員	議員
11 番	神	保	光 一	議員	12 番	枝	松	直 樹	議員	議員
13 番	川	崎	朋 巳	議員	14 番	高	橋	義 明	議員	議員
15 番	大	沢	芳 朋	議員						

欠席議員（0人）

説 明 の た め 出 席 し た 者

横	戸	長 兵 衛	市	長	山	本	幸	靖	副	市	長
尾	形	俊 幸	庶 務 課 長 (併)選挙管理委員会 事務局長		富	士	英	樹	市 政 戦 略 課 長		
鈴	木	英 夫	財 政 課 長		前	田	豊	孝	税 務 課 長		
佐	藤		市 民 生 活 課 長		鈴	木	直	美	健 康 推 進 課 長		
鏡		裕 一	福 祉 課 長		齋	藤	智	子	子 ど も 子 育 て 課 長		
木	村	昌 光	商 工 課 長		安	田	紀	之	観 光 ・ ブ ラ ン ド 推 進 課 長		
漆	山		農 林 夢 づ くり 課 長 (併)農業委員会 事務局長		須	貝	信	亮	建 設 課 長		
横	戸	利 平	上 下 水 道 課 長		武	田		浩	会 計 管 理 者 (兼)会計課長		
黒	田	彰 久	消 防 長		横	戸		隆	教 育 委 員 会 長 教 育 委 員 会 長		
土	屋	光 博	教 育 委 員 会 長 管 理 課 長		塚	原	洋	樹	教 育 委 員 会 長 学 校 教 育 課 長		
大	澤	泰 雄	教 育 委 員 会 長 生 涯 学 習 課 長		高	橋	秀	典	教 育 委 員 会 長 ス ポー ツ 振 興 課 長		
板	垣	郁 子	選 挙 管 理 委 員 会 長 委 員 会 長		花	谷	和	男	農 業 委 員 会 長 農 会 委 員 会 長		
大	和		監 査 委 員		舟	越	信	弘	監 査 委 員 会 長 事 務 局 長		

事務局職員出席者

金 沢 直 之 事務局 長
渡 邊 高 範 主 査

鈴 木 淳 一 副 主 幹
齋 藤 理 恵 主 任

開 議

○長澤長右衛門議長 出席議員は定足数に達しておりますので、これより直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第4号によって進めます。

初めに、本日の議事運営について議会運営委員長長の報告を求めます。

議会運営委員長高橋義明議員。

〔高橋義明議会運営委員長 登壇〕

○高橋義明議会運営委員長 おはようございます。

去る12月13日、議会運営委員会を開き、本日の議事日程第4号について協議いたしました。その結果について御報告を申し上げます。

初めに、付託事件の審査結果の報告であります。総務文教及び産業厚生常任委員長、続いて予算特別委員長の順に報告を願い、それぞれ議決することにいたしました。

最後に、追加議案であります。市長提案の議案2件については、それぞれ提案理由の説明の後、委員会付託を省略して議決することとし、その後、今期定例会を閉会することにいたしました。

議事日程の詳細は、お手元に配付のとおりであります。

議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げ、以上で報告を終わります。

○長澤長右衛門議長 お諮りいたします。

本日の議事運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第1 議第61号 上山市財産 の交換、譲与、無償貸付 等に関する条例の一部を 改正する条例の制定につ いて外4件

（総務文教常任委員長報告）

○長澤長右衛門議長 日程第1、議第61号から日程第5、請願第6号までの計5件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長棚井裕一議員。

〔棚井裕一総務文教常任委員長 登壇〕

○棚井裕一総務文教常任委員長 今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました

議案４件及び請願１件について、審査いたしました経過並びに結果について御報告申し上げます。

最初に、議第６１号上山市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、民間事業者等による普通財産の有効活用を促進するため提案されたものであります。

その内容は、廃校等の普通財産の貸付けについて、地域振興または住民福祉の向上に寄与する事業の用に供するため、特に必要があると認めるときに普通財産の無償または減額貸付を行うことができるよう改めるほか、文言の整理を行うもので、公布の日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第６３号上山市中部地区公民館の指定管理者の指定について、議第６４号上山市南部地区公民館の指定管理者の指定について、議第６５号上山市北部地区公民館の指定管理者の指定について申し上げます。

本件は、上山市が設置する地区公民館の指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により提案されたものであります。

その内容は、令和４年４月１日から令和８年３月３１日までの４年間、上山市中部地区公民館の指定管理者に上山市中部地区公民館運営協議会を、上山市南部地区公民館の指定管理者に上山市南部地区公民館運営協議会を、上山市北部地区公民館の指定管理者に上山市北部地区公民館運営協議会を、それぞれ指定するものであります。

なお、指定管理者の選定に当たり、地区公民館という施設の性質と地域等の活力を積極的に

活用した管理を行うという観点から非公募とし、上山市公の施設の指定管理者選定委員会において審査した結果、各申請団体から提案された事業は、経費節減、施設の管理体制、地域資源の活用等を含む地域創造に結びつくような提案であり、３公民館の全ての申請団体が標準点を超えたことから、指定管理者候補者として選定したとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、請願第６号上山市生涯学習センターグラウンド整備に関する件について申し上げます。

本件は、上山市生涯学習センターグラウンドについて、広範囲にわたり荒廃し、グラウンド・ゴルフのプレーに適さない状態となっていることから、グラウンド・ゴルフ愛好者が快適にプレーできるようグラウンド整備を願いたいとして、上山市グラウンド・ゴルフ協会会長から提出されたものであります。

委員会では、紹介議員からの説明を受け、慎重に審査を行ったところでありますが、生涯学習センターグラウンドの整備は、高齢者の健康増進が期待されるグラウンド・ゴルフだけでなく、生涯学習センターグラウンドを利用するほかの競技団体にとっても有意義なものであることから、請願第６号は願意妥当と認め、採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○長澤長右衛門議長 これより質疑に入ります。
質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認

めます。

よって、採決いたします。

総務文教常任委員長報告の議案4件は原案可決、請願1件は採択であります。総務文教常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

**日程第6 議第62号 上山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について**

(産業厚生常任委員長報告)

○長澤長右衛門議長 日程第6、議第62号を議題といたします。

産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長佐藤光義議員。

〔佐藤光義産業厚生常任委員長 登壇〕

○佐藤光義産業厚生常任委員長 今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案1件について審査いたしました経過並びに結果について御報告を申し上げます。

議第62号上山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を改定するため提案されたものであります。

その内容は、条例で定める出産育児一時金額と、規則で定める産科医療補償制度の掛金分である加算額との合計金額を被保険者に支給する

出産育児一時金について、令和4年1月1日から産科医療補償制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることに伴い、社会保障審議会医療保険部会において、加算後の支給総額である42万円を維持すべきと示されたことから、第7条で40万4,000円と定めている出産育児一時金を40万8,000円に改めるもので、令和4年1月1日から施行するものであり、経過措置としては、この条例による改正後の第7条の規定は、施行日以後の出産に基づく出産育児一時金の支給から適用し、施行日前の出産に基づく出産育児一時金の支給については、なお従前の例によるとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○長澤長右衛門議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

産業厚生常任委員長報告の議案1件は原案可決であります。産業厚生常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、産業厚生常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

日程第7 議第59号 令和3年度

上山市一般会計補正予算

(第8号) 外1件

(予算特別委員長報告)

○長澤長右衛門議長 日程第7、議第59号及び日程第8、議第60号の計2件を一括議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長中川とみ子議員。

〔中川とみ子予算特別委員長 登壇〕

○中川とみ子予算特別委員長 今期定例会において、予算特別委員会に付託されました予算関係議案2件について審査いたしましたその結果について御報告申し上げます。

なお、全議員で構成する予算特別委員会でありますので、ここで再び審査の状況、経過等について詳細に述べることを省略させていただき、後日、委員会記録により御承知いただきたいと思います。

議第59号令和3年度上山市一般会計補正予算(第8号)につきましては、ふるさと納税に係る返礼品の送付等に要する経費や老朽化した小・中学校のプールろ過機の改修に要する経費など、早急に予算措置を必要とするものを中心に編成されたもので、歳入歳出それぞれ8億2,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ168億3,100万円とするもので、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第60号令和3年度上山市下水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、職員の人事異動に伴い、資本金収入は増額せずに、資本金支出について、議決を経なければ流用できない経費である職員給与費の額を4,008万1,000円とするもので、採決の結果、

原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○長澤長右衛門議長 これより質疑に入ります。
質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

予算特別委員長報告の議案2件は原案可決であります。予算特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員長報告のとおり決しました。

日程第9 議第68号 令和3年度 上山市一般会計補正予算 (第9号) (追加議案)

○長澤長右衛門議長 日程第9、議第68号令和3年度上山市一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第68号令和3年度上山市一般会計補正予算(第9号)についてであります。国の制度による子育て世帯に対する特別給付金など、早

急に予算措置を必要とする事業について計上するもので、歳入歳出それぞれ３億７，１００万円を追加し、予算の総額を１７２億２００万円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金、繰入金を増額するものであります。

歳出につきましては、３款民生費において国の制度による子育て世帯への臨時特別給付金を計上するものであります。

６款農林水産業費では、新型コロナウイルス感染症の影響による米価下落で収入が減少した稲作農家の支援に要する経費を計上するものであります。

なお、詳細につきましては財政課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○長澤長右衛門議長 財政課長。

〔鈴木英夫財政課長 登壇〕

○鈴木英夫財政課長 命によりまして、議第６８号令和３年度上山市一般会計補正予算（第９号）について御説明を申し上げます。

追加議案書の１ページをお開き願います。

令和３年度上山市の一般会計補正予算（第９号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億７，１００万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１７２億２００万円とするものであります。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

それでは、「第１表 歳入歳出予算補正」について御説明申し上げますので、２ページ、３

ページをお開き願います。

最初に歳入から申し上げます。

１５款国庫支出金は３億５，９００万円を増額し、補正後の額を２４億９，３８１万８，０００円とするものでありますが、２項国庫補助金の増によるものであります。

１９款繰入金は１，２００万円を増額し、補正後の額を８億２，６４５万８，０００円とするものであります。

以上の結果、歳入合計では３億７，１００万円を増額し、補正後の額を１７２億２００万円とするものであります。

次に、歳出について申し上げますので、３ページを御覧ください。

３款民生費は３億５，９００万円を増額し、補正後の額を５１億３３３万２，０００円とするものでありますが、２項児童福祉費の増によるものであります。

６款農林水産業費は１，２００万円を増額し、補正後の額を７億６１０万円とするものでありますが、１項農業費の増によるものであります。

以上の結果、歳出合計では３億７，１００万円を増額し、補正後の額を１７２億２００万円とするものであります。

次に、事項別明細書を御説明申し上げます。

歳出から御説明申し上げますので、１０ページ、１１ページをお開き願います。

３款民生費２項児童福祉費２目児童措置費は３億５，９００万円の増であります。新型コロナウイルス感染症対策費（子育て世帯支援）で、国の子育て世帯等臨時特別支援事業により、児童を養育している者の年収が一定額以上の世帯を除き、ゼロ歳から高校３年生までの子ども約３，５００人を対象に、１人当たり１０万円を特別給付金として一括支給する補助金のほか、

事務費を措置するものであります。

なお、公務員世帯を除く中学生までの児童手当を受給している対象世帯等の子ども約2,800人に対しては、プッシュ型により12月24日の支給を予定し、その他の世帯の子ども約700人に対しては、年明けから申請を受け、順次支給する予定であります。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費は1,200万円の増であります。水田農業推進事業費で、新型コロナウイルス感染症の影響による米価下落で収入が減少した稲作農家に対し、次期作に向けた種苗・肥料購入費として10アール当たり2,000円を支援する補助金を措置するものであります。

なお、対象者は約640人、対象水田面積は約600ヘクタールを見込むものであります。

以上で歳出の説明を終わります。歳入の説明を申し上げます。

前に戻しまして、8ページ、9ページをお開きください。

最初に、15款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金は3億5,900万円の増であります。新型コロナウイルス感染症対策費（子育て世帯支援）の国庫補助金であります。子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を計上するものであります。

19款繰入金1項1目基金繰入金は1,200万円の増であります。財政調整基金取りくずしを増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

○長澤長右衛門議長 12番枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第68号議

案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 ただいま12番枝松直樹議員から委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議第68号議案については委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出を一括して行います。

質疑、発言を許します。尾形みち子議員。

○8番 尾形みち子議員 3款民生費2項児童福祉費2目児童措置費、今回の子育て世帯等臨時特別支援事業について、国の支出金というように、ゼロ歳から18歳までの子どもが対象ですけれども、実は、11月出産予定が遅れている市内の妊婦さんがありまして、この対象者のゼロ歳について、出産予定日がいつまでの方となっているのでしょうか。

○長澤長右衛門議長 子ども子育て課長。

○齋藤智子子ども子育て課長 このたびの事業の対象児童について申し上げます。

平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童が対象となっておりますので、今後出産を予定している方であっても、令和4年3月31日までの間に出生された方は請求する資格がございますので、安心していた

だけるようにお伝えいただきたいと思います。

○長澤長右衛門議長 尾形みち子議員。

○8番 尾形みち子議員 ありがとうございます。そちらのほうの妊婦さんにお伝えいたします。

それで、15歳までは児童手当を対象として、スムーズな口座振込ができるかと思うんですけれども、18歳というふうになりますとこれから調査を予定しているのか、対象者に対することもお聞かせください。

○長澤長右衛門議長 子ども子育て課長。

○齋藤智子子ども子育て課長 このたび対象となっている高校生のうちでも、下に弟、妹がいらっしゃって、既に児童手当を受給しているという場合については、児童手当の制度を利用してプッシュ型、申請不要の案内をする予定でございます。その他の高校生のみを養育している世帯、それから公務員の世帯の方には、申請が必要でありますので、そういった御案内を年明けには実施したいと考えております。

○長澤長右衛門議長 尾形みち子議員。

○8番 尾形みち子議員 年明けの御案内ということで、今お聞きしました。

それも含めてなんですけれども、この周知の方法ですか、そういったものもこれからなさると思うんですけれども、もう12月1日号の市報は終わりました。1月1日号の市報なのか、お知らせください。

○長澤長右衛門議長 子ども子育て課長。

○齋藤智子子ども子育て課長 1月1日号の市報でも御案内を、周知を図る予定でございますが、本日議決をいただいた後には、速やかにホームページ、それからLINEなどでもお知らせをしていきたいと考えております。

○長澤長右衛門議長 ほかにありませんか。守

岡等議員。

○4番 守岡 等議員 私も子育て世帯支援について伺います。

今回、国のほうでは世帯収入960万円以上は対象外というような基準があるようだけれども、もし現金支給となれば、クーポン券の経費に使う財源で、対象外の方も対象に含めることが可能だというような試算が出されています。

そこでお尋ねしたいのは、学校現場とか保護者の間では、この給付を楽しみにしている子どもたちと、そんな子どもたちを貧乏世帯扱いするスクールカースト、こういうものを懸念する声も現場にはあるようです。そこで、本市で対象外となる世帯がどれぐらいいるのか、まずお尋ねします。

○長澤長右衛門議長 子ども子育て課長。

○齋藤智子子ども子育て課長 基準日とされております9月分の児童手当受給者、本市の場合、約1,500世帯がございしますが、このうち、所得制限を受けて、特例給付の対象となっている世帯は約30世帯でございます。パーセントにしますと、約2%の方が対象外というところで

○長澤長右衛門議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 既にほかの市町村では、そうした子どもたちを差別してはいけないということで、一律支給をするということを決めたところもあるようなんですけれども、本市の対応としてそのような検討はなされているんでしょうか。

○長澤長右衛門議長 子ども子育て課長。

○齋藤智子子ども子育て課長 このたび国のほうから示されておりますのは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯、特に困っている世帯に早く支援を届けたいということ

が目的でありますので、その目的に沿って、本市も国の基準どおりの支給としたい考えです。

○長澤長右衛門議長 ほかにありませんか。枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 今のに関連してでございますが、世帯主の収入が960万円を超えると支給されない。世帯合算で、900万円の人が2人いて1,800万円になっても支給されるという、この矛盾について国会でも議論になったかと思うんですが、ですから市民の中に、たしか2%という今のお話でしたけれども、これに全部支給をしても、矛盾がそもそも最初から存在するわけですから、この2%分も支給の対象に入れるということについて、例えば市長の政策判断としてやっていただけたら、私は非常にいいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○長澤長右衛門議長 市長。

○横戸長兵衛市長 この支給については、今、国会でも議論をされて、正式な通知はまだ来ておらないわけですが、本市としては10万円一括支給ということに決めさせていただきました。

先ほど担当課長がお話ししましたように、困っているといいましょうか、大変影響を受けている方々にといいまして、まずはそのことをきちんと対応するというのが一義的だと思います。

ただ矛盾が、国会でも言われておりますけれども、必ずしもそういう矛盾だけなのかという、いわゆる960万円に至らなくて合算して1,800万円の方がもらえるという議論にもなっておりますが、市内の状況もじゃあ果たしてそういう状況になっているのか、あるいは1人が960万円を超えているということになって

いるのか、その辺はなかなか調べるのが難しいわけでございますので、ですからその辺についてはこれからどういう状況かということ調べるのもなかなか大変な状況にもなると思います。が、現時点においてはそういった国の政策、国の方針どおりにやっていきたいというように考えております。

○長澤長右衛門議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 ちょっとそこについては制度上の一つの欠陥というふうに、私から言わせるとそういうふうになると思うんですが、今日の新聞、山形新聞の1面では検討中ということだったわけですが、今日議会で議決がされれば、明日は記事として恐らく載るんだと思いますけれども、24日、クリスマスに支給という、たしか振込ということでしたよね。5万円の年内支給よりは一歩前進だと思いますが、ぜひ年が明けてでも結構ですから、先ほどの2%の方についてもぜひやっていただけるように御検討をお願いして、要望いたします。

○長澤長右衛門議長 ほかにありませんか。谷江正照議員。

○7番 谷江正照議員 私も受給対象者についてお聞きしたいと思います。

課長の説明では、ゼロ歳から高校生という形での説明でありましたが、例えば事情がありまして、体の調子が悪かったり病気等で留年なされて、高校生でも19歳、20歳の方もいらっしゃる、その方も受けられるのか。あと、高校生でない方、例えば18歳ですが、もう既に働いていらっしゃる方、そういった方でもこの制度の受給対象者になるのか、お聞きしたいと思います。

○長澤長右衛門議長 子ども子育て課長。

○齋藤智子子ども子育て課長 まず、初めの御質問についてであります。高校生の中でも生年月日が示されておりますので、こちらは対象の生年月日で判断をさせていただきます。

また、2つ目の御質問で、働いていらっしゃる方につきましては、今回は養育をされている児童が対象となっておりますので、自立されている方は対象外というふうに考えております。

また、個別に示されている要件等もありますので、相談がある方には丁寧に対応してまいりたいと思っております。

○長澤長右衛門議長 谷江正照議員。

○7番 谷江正照議員 ぜひ、事情があつて病気等で年を重ねて高校にいらっしゃる方もいるかもしれませんし、また家庭の事情で既に働いていらっしゃる18歳未満の方もいらっしゃるかもしれません。そういった方にもこのような制度が行き渡りますように、国の示してきた制度はそうかもしれませんが、市長部局におかれましてぜひ検討していただきたいということで、これも要望させていただきます。よろしくお願いいたします。

○長澤長右衛門議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第68号令和3年度上山市一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議第68号議案は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~  
日程第10 議第69号 財産の処分について

（追加議案）

○長澤長右衛門議長 日程第10、議第69号財産の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第69号財産の処分については、ヒメジ理化株式会社にかみのやま温泉インター産業団地内の土地を処分するため、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

なお、詳細につきましては商工課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○長澤長右衛門議長 商工課長。

〔木村昌光商工課長 登壇〕

○木村昌光商工課長 命によりまして、議第69号財産の処分につきまして御説明申し上げますので、議案書の12ページをお開き願います。

このたびの財産の売却目的につきましては、かみのやま温泉インター産業団地内分譲地について、ヒメジ理化株式会社から譲渡希望の依頼を受け、処分するものであります。

1、財産の所在地は、上山市藤吾字南田2254番4、種別は土地、数量は9、452.02平方メートルであります。

3、売却の方法は随意契約とし、4、売却予定価格は1億3,516万3,886円であります。

5、売却の相手方につきましては、兵庫県姫路市夢前町杉之内17番地、ヒメジ理化株式会社、代表取締役社長、赤錆充であります。

併せてお配りしております議第69号議案資料の売却財産位置図を御覧願います。

点線で囲んだ部分がこのたび売却する土地の範囲であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願い申し上げます。

○長澤長右衛門議長 6番棚井裕一議員。

○6番 棚井裕一議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第69号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 ただいま6番棚井裕一議員から委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議第69号議案については委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第69号財産の処分については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議第69号議案は原案のとおり可決することに決しました。

最後にお諮りいたします。

今期定例会において議決されました議案の中で、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決しました。

## 閉 会

○長澤長右衛門議長 以上で今期定例会の日程の全部を終了いたしました。

これをもって第517回定例会を閉会いたします。

午前10時43分 閉 会

議 長 長澤 長右衛門

會議録署名議員 大 沢 芳 朋

同 上 守 岡 等

同 上 谷 江 正 照

